

発達などに心配のあるお子さまのために

手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障がいのある方を対象に交付します。手帳を受けた方は各種のサービスや制度を活用できます。

〈対象者〉 上肢、下肢、体幹、視覚、聴覚、言語、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓などに機能障がいのある方

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

療育手帳

知的障がいのある方を対象に交付します。手帳を受けた方は各種のサービスや制度を活用できます。

〈対象者〉 児童相談所又は障害者相談センターで知的障がいがあると判定された方

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方を対象に交付します。手帳を受けた方は各種のサービスや制度を活用できます。

〈対象者〉 初診日から6か月以上経過してもなお精神疾患がある方

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

手当や助成

障害児福祉手当

〈対象者〉 身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳^①又はAの1の一部、重度の精神障がい、肝臓疾患、血液疾患などを有する日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の方

※所得制限があります。 ※野田市障がい者福祉手当と併給不可 ※施設に入所している方は対象外

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

特別児童扶養手当

〈対象者〉 20歳未満で心身に障がいのある方の保護者や養育者

〈内容〉 〈1級〉・身体障がいは、手帳のおおむね1級又は2級

・知的障がいは、療育手帳の^①A、精神障がいは日常生活で常に他人の介助、保護を必要とする状態

〈2級〉・身体障がいは、手帳のおおむね3級

・知的障がいは、療育手帳のおおむねBの1、精神障がいは他人の介助は必要ないが、日常生活が極めて困難である状態

※所得制限があります。 ※施設に入所している方は対象外 ※手帳の交付を受けていない場合についても、所定の診断書にて申請可

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

野田市障がい者福祉手当

〈対象者〉 ●身体障がい者福祉手当…1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ただし、3級及び4級は20歳未満の方

●知的障がい者福祉手当…中度(Bの1)以上の療育手帳の交付を受けている方

●精神障がい者福祉手当…1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※所得制限があります。 ※手当の併給不可 ※施設に入所している方は対象外 ※生活保護を受けている方は対象外

※精神入院(3か月以上)、障害福祉サービス利用者・障害児通所サービス利用者は支給制限の対象となります。

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

自立支援医療(育成医療)

〈対象者〉 障がいがあるか、現在の疾患を放置すると障がいを残すと認められる児童

※市町村民税(所得割)によって制限があります。

〈内容〉 18歳未満で身体に障がいのある方などが生活能力を得るために必要な医療費の一部を市が負担します。

※対象となるか、手術前にご確認ください。

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

特別支援教育就学奨励費制度

〈支給内容〉 給食費、通学費、修学旅行費等、校外学習費、学用品費等

〈申請手続き〉 就学している学校に申請します。

〈申請時必要な書類〉 審査上必要と判断された書類

問合せ 学校教育課 ☎7123-1328

生活支援

補装具の給付・修理・借受け

補装具(車いす、補聴器など)を必要とする方に購入や修理等に係る費用の一部を負担します。

〈対象者〉身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者等

問合せ 障がい者支援課 ☎7123-1691

日常生活用具の給付と貸与

日常生活用具の購入及びその取付工事に要する費用が助成されます。用具の種類についてはお問い合わせください。

〈対象者〉在宅の重度障がい者等、小児慢性特定疾病児童等

問合せ 障がい者支援課 ☎7123-1691

難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

〈対象者〉次の要件をすべて満たす18歳未満の児童

- 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない児童又は医師が補聴器の装用の必要を認めた一耳の聴力レベルが30デシベル未満の児童
- 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童
- 世帯内に市町村税の所得割46万円以上の方がいないこと

問合せ 障がい者支援課 ☎7123-1691

福祉タクシー利用助成

通院等でタクシーを利用したときの料金の一部を助成します。

〈対象者〉身体障害者手帳1級から3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

〈内容〉野田市と契約したタクシー会社を利用した場合、その運賃の2分の1に相当する額(1,000円限度)、(1人につき1月あたり10枚の助成券を発行します)を助成します。なお、利用には事前の申請が必要です。

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

移動支援事業・日中一時支援事業

屋外での移動が困難な方の外出の支援を行います。また、日中において一時的に見守りが必要な方に日中活動の場の提供を行います。

〈対象者〉身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

※移動支援事業の身体障害者手帳については、両下肢1級又は2級若しくは体幹1級から3級に該当する児童

問合せ 障がい者支援課 ☎7199-3732

児童発達支援

未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

〈対象者〉身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

又は医師等により、療育の必要性が認められた児童

問合せ 障がい者支援課 ☎7123-1691

放課後等デイサービス

就学中の児童を対象として、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

〈対象者〉身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

又は医師等により、療育の必要性が認められた児童

問合せ 障がい者支援課 ☎7123-1691

補装具等購入費用助成

小児がん等の傷病やその治療などにより外見の変化があった方等に対し、心理的・経済的負担を軽減するとともに、就労や通学などの社会生活を支援するため、補装具等(医療用ウィッグ、胸部補装具またはエピテーゼ)の購入費用の一部を助成します。

〈対象者〉補装具等を利用する方またはその保護者(本人が未成年者の場合に限り)であって、①～③すべてに該当する方

- ①補装具等を購入した日から申請日まで、継続して野田市に居住し、住民登録がある方
- ②傷病の治療に伴う外見の変化または先天的な身体の外表の特性等を補うために補装具等を購入した方
- ③野田市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

問合せ 保健センター ☎7125-1189

公立の施設

あさひ育成園 ▶地図P38

運動機能に遅れがある児童の年齢や能力に応じて日常生活に必要な動作訓練等の療育をしています。

〈所在地〉鶴奉73-1

〈休み〉土・日・祝日・年末年始

〈対象者〉就学前児

〈利用時間〉【月～金曜日】10:00～14:30

〈利用料〉施設にお問い合わせください。

〈申込方法〉施設にお問い合わせください。

〈特徴〉バスによる送迎あり



問合せ あさひ育成園 ☎7122-7159

こだま学園 ▶地図P38

知的発達に遅れがある児童の年齢や能力に応じて日常生活に必要な動作訓練等の療育をしています。

〈所在地〉鶴奉73-1

〈休み〉土・日・祝日・年末年始

〈対象者〉2歳～就学前児

〈利用時間〉【月～金曜日】10:00～14:30

〈利用料〉施設にお問い合わせください。

〈申込方法〉施設にお問い合わせください。

〈特徴〉バスによる送迎あり



問合せ こだま学園 ☎7122-2916